

条例案 5 件、単行案 8 件、補正予算案 8 件、当初予算案 8 件を審査しました。

浄化槽設置補助金の内容は

【問】合併処理浄化槽の設置について、市内業者が施工した場合と市外業者の施工した場合の工事費に差があり、市内業者の方が高くないかとの市民の声があるが。

【答】浄化槽の補助金は、基準額として国・県・市で3分の1ずつ補助金を交付しており、さらに市内業者の施工であれば、市の基準額と同額の補助金を嵩上げて交付している。補助申請の内容については単価等を十分に検討し、高額となっていないかチェックしており、今後も丁寧な審査に努める。

市民の間に差が生じないか

【問】住宅リフォーム支援の補助金は、平成 28 年度から、交付決定額が当初予算に到達次第、申請を打ち切りにするとしている。今後も打ち切りを続けていくとすれば、補助を受けた市民と受けない市民との間に差が生じてくるのでは。

【答】例年 12 月あたりで申請が大体終了するが、万が一、予算が満額に到達した後に申請があった場合は次年度の 4 月まで待っていただき、次年度に申請された際には優先的に受理することを検討している。

水道料金はどうなる

【問】市民から、簡易水道の会計が企業会計になると赤字になり、水道料金を値上げするのではとの声があるが。

【答】簡易水道の料金については段階的に引き上げている。平成 28 年度に第 3 回目の改定があり、平成 31 年度の中仙・仙北地域の改定で最終である。料金が高額にならないよう一定のところを抑えながら、利用者から負担いただきたいというのが改定の方針である。企業会計移行と進行中の料金改定は分けて考えており、現段階では現在の改定方針どおりの料金とする。